

# 前橋労働基準監督署

安全衛生情報 2016年11月号

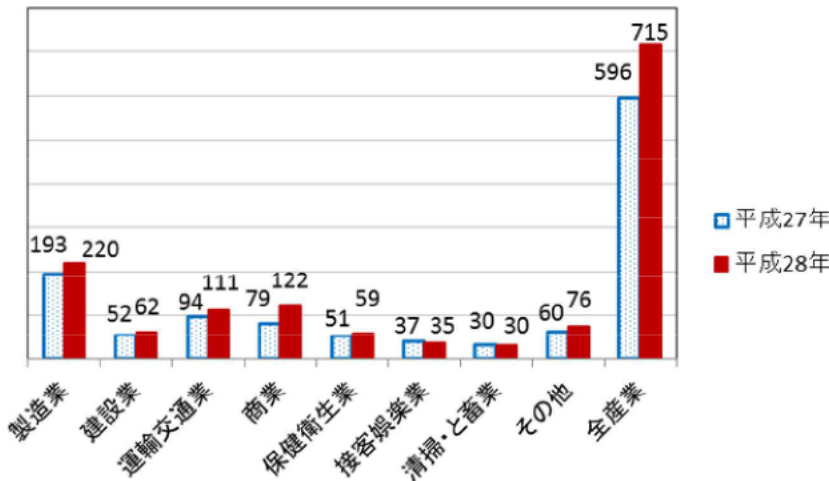
前橋労働基準監督署 前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 7階 Tel027-896-3019 Fax 027-896-3055

**SAFETY  
FIRST**

## 無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に

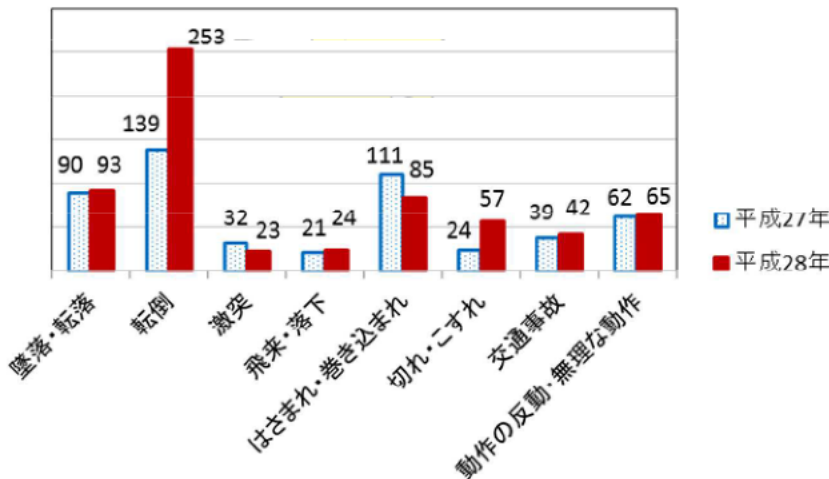
平成28年度「年末年始無災害運動標語」

### 平成28年1月から10月末現在(平成28年統計) 前橋署管内 労働災害発生状況



※注…休業4日以上の災害(通勤災害分を除く)で、平成28年10月31日までに当署に提出された労働者死傷病報告を集計(累計)。

### 災害の型別発生状況



全産業合計で715件  
昨年同期に比べ119件増(約20.0%増)

- 製造業は220件 (27件増 約14.0%増)
- 建設業は62件 (10件増 約19.2%増)
- 運輸交通業は111件 (17件増 約18.1%増)
- 商業は122件 (43件増 約54.4%増)
- 保健衛生業は59件 (8件増 約15.7%増)
- 接客娯楽業は35件 (2件減 0.05%減)
- 清掃・と畜業は30件(増減なし)
- 死亡災害は6件 (4件増)

※群馬県全体では1,803件発生  
昨年同期に比べ178件増(約10.9%増)  
死亡災害は、13件 (3件増)

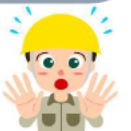
11月は「過労死等防止啓発月間」です!

◎過労死等防止対策推進シンポジウム開催  
や過重労働解消キャンペーンなどを実施

過労死等防止対策推進法では、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

何が何でも災害防止!

**S T O P! 転倒災害**



## 平成28年死亡災害事例（前橋署管内）

番号	発生日 発生時間帯 労働者数	年齢 性別 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	2月 13時頃 49人	50歳代 男 整備係	13トントラック下部にもぐり、車両のグリスアップを行っていたところ、同僚運転手が被災者に気づかずトラックを発進させたためタイヤに轢かれ死亡した。	一般貨物 自動車運 送業	はさまれ・ 巻き込まれ	トラック
2	2月 16時頃 4人	50歳代 男 作業員	建屋解体工事現場で、建屋屋根上に上がり取り外した折板を屋上端部から地面に投げ下ろしていたところ、バランスを崩し高さ約3.1mの地面に墜落した。	建設業	墜落・転 落	建築物・ 構築物
3	5月 12時頃 3人	20歳代 男 電工	三相6600Vの受変電設備(キュービクル)の扉が開き、その近くで倒れている被災者が発見された。	建設業	感電	電力設備
4	7月 17時頃 18人	50歳代 男 警備員	太田市内のT字路で車両の誘導をしていたところ、後方より走行してきた軽車両にはねられ転倒し、頭部を強打し、5日後に脳挫傷により死亡した。	警備業	交通事故 (道路)	乗用車
5	9月 4時頃 21人	30歳代 男 配達員	新聞配達業務で、国道を走行中、右から交差点に進入してきた軽自動車と衝突し、意識不明の重体であったが、翌日に死亡した。	新聞販売 業	交通事故 (道路)	乗用車、 バス、バ イク
6	9月 18時頃 2人	60歳代 男 作業員	積載荷重1.5トンのトラックに1枚約200kgの鋼製扉7枚を積み込み、事業主が鋼製扉の倒壊防止の本締め用クランプを取り付けようと、仮止め用のL字型クランプを外した時に扉がバランスを崩して被災者のいる方に倒壊し頭部を負傷、収容先の病院で死亡した。	その他の 金属製品 製造業	崩壊・倒 壊	トラック

### ～オルトートルイジンを特定化学物質として規制します～

#### 内 容

##### ①オルトートルイジンを特定化学物質に追加

オルトートルイジンを、化学物質による労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果に基づき、発がんのおそれのある物質として特定化学物質障害予防規則の措置対象物質に追加します。オルトートルイジンを含む製剤の製造や、これらを取り扱う業務を行う場合には、

- 化学物質の発散を抑制するための設備の設置
- 作業環境測定の実施
- 特殊健康診断の実施
- 作業主任者の選任

#### 用途の例

アゾ系及び硫化系染料  
有機合成  
溶剤、サッカリン

などが義務付けられます。また、作業環境測定や健康診断の結果、作業の記録などを30年間保存することが必要となります。

##### ②経皮吸収対策の強化

経皮吸収によって健康影響を及ぼす可能性が高いとされている物質について、シャワー等の洗浄設備及び不浸透性の保護衣等の使用を新たに義務付けます。

#### 施 行 日

平成29年1月1日（予定）※ ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

### ～ポータルサイト「スタートアップ労働条件」が開設～

自社の労務管理・安全衛生管理などの問題点をウェブ上で診断することができるポータルサイトを開設しました。診断の結果、問題点が認められた場合には改善に向けた情報を提供します。⇒ <http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp>



安全第一

